

愛西市第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定について

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の高齢化が急激に進行する中、本市の高齢者（65 歳以上）の人口は、2020（令和 2）年 4 月 1 日現在、19,561 人、高齢化率は 31.1%となっています。今後の高齢化の進行状況としては、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025（令和 7）年には、高齢者人口は 18,604 人、高齢化率は 32.6%に達します。また、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040（令和 22）年には高齢者人口が 18,923 人、高齢化率は 40.7%となる見込みです。

高齢者の増加に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮上しています。こうした課題に対応していくためには、健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」を構築し、深化させることが重要となります。

このような状況を受け、本市では高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3 年を 1 期とする「愛西市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しています。

このたび、令和 2 年度をもって、「愛西市第 7 期愛西市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（以下、「第 7 期計画」という。）の計画期間が終了することから、より一層の「地域包括ケアシステム」の深化、施策の充実を図るとともに、高齢者福祉・介護施策の実施状況や効果を検証した上で、2025（令和 7）年、さらには 2040（令和 22）年を見据え、介護予防や生活支援の取組や地域への浸透を図るための指針として「愛西市第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（以下、「第 8 期計画」という。）を策定します。

2 国における第8期計画策定の方針等

(1) 第8期介護保険制度の見直しポイント

国は介護保険制度改革の目指す方向「地域共生社会の実現と2040年への備え」に向けて、以下の5つの制度改革のポイントを挙げています。

1 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

- ・住民主体の通いの場の取組を一層推進できるよう、一般介護予防事業等を推進
- ・総合事業をより効果的に推進し、地域のつながり機能を強化
- ・介護支援専門員がその役割を効果的に果たしながら、質の高いケアマネジメントを実現できる環境を整備
- ・今後、増加するニーズに対応すべく、地域包括支援センターの機能や体制を強化

2 保険者機能の強化（地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）

- ・保険者機能強化推進交付金の評価を活用しながら、PDCAプロセスにより実施状況を検証して取組内容を改善
- ・介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、保険者機能強化推進交付金を抜本的に強化
- ・後期高齢者の加入割合の違いに係る調整交付金を精緻化
- ・介護関連データ（介護保険レセプト情報等）の利活用の推進に向けた環境を整備

3 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

- ・地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備
- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、行政による現状把握と関与を強化、自宅と介護施設の中間的な住まい方の普及等
- ・医療と介護の連携では、地域の実情に応じた取組の充実のために、在宅医療・介護連携推進事業の体系見直し
- ・介護医療院への円滑な移行を促進

4 認知症施策の総合的な推進

- ・認知症施策推進大綱に沿った施策の推進

5 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

- ・新規人材の確保・離職の防止の双方の観点から、総合的な人材確保対策の推進
- ・人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業計画に基づく取組を推進
- ・給付と負担の在り方など

資料：「介護保険制度の見直しに関する意見」社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日）

(2) 国の基本方針（案）

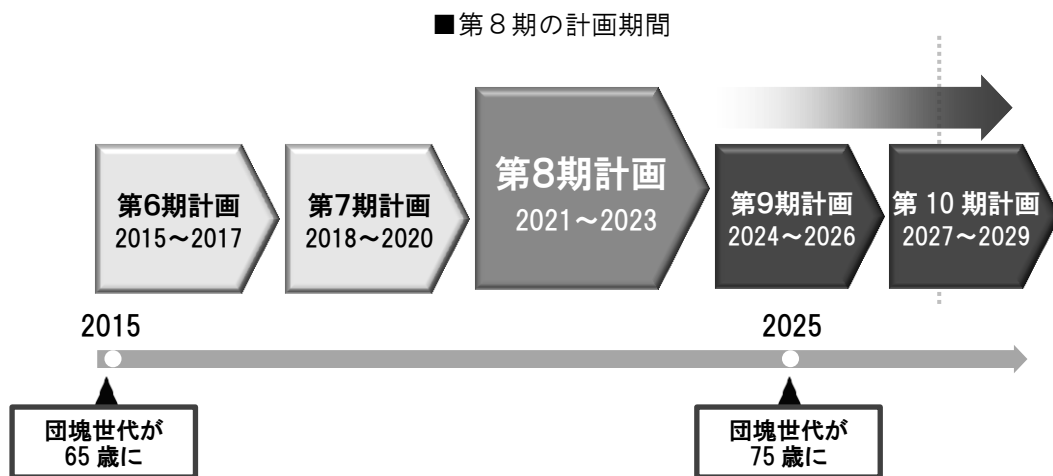
「介護保険制度の見直し」を受けて、国は基本指針（案）において第8期計画では以下の7つの項目について記載内容を充実するよう示しています。

- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 2 地域共生社会の実現
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組強化
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備

資料：社会保障審議会介護保険部会（91回）参考資料2-1（令和2年7月27日）

3 計画期間

第8期計画の計画期間は2021（令和3）年から2023（令和5）年までの3年間です。この計画をもとに3年間の第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。



4 計画の法的位置づけ

- 「高齢者福祉計画」とは、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、地域における福祉サービスや高齢者に関する施策全般を策定するものです。
- 「介護保険事業計画」とは、介護保険法第117条の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、高齢社会に対応した施策に関する目標、介護サービス基盤の整備及び第1号被保険者の保険料の基礎となる計画で、3年を1期として策定するものです。

5 策定の手法

(1) 高齢者実態調査の実施

計画の策定にあたって、高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向、また、介護サービスの提供事業者の実態などの基礎資料を得るために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「介護実態調査」「介護に関する調査（介護保険事業者・介護支援専門員）」を実施しました。

(2) 計画の体制

介護保険制度の円滑な運営を図るためには、幅広い関係者の協力を得て、本市の実情に応じた計画を策定する必要があります。このため、学識経験者、医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、関係行政機関等の構成による第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会において本計画を審議します。

(3) 第7期計画の施策・事業評価と第8期計画の検討・策定

策定にあたっては、実態調査で把握した本市の課題や現行計画の施策・事業評価の結果を踏まえつつ、介護保険法改正などの国の動向に注視しながら計画を策定します。

また、実態調査や施策・事業評価などから高齢者福祉に関する取組の現状、課題を明確にし、第8期計画策定に向けて、今後の取組等を検討します。

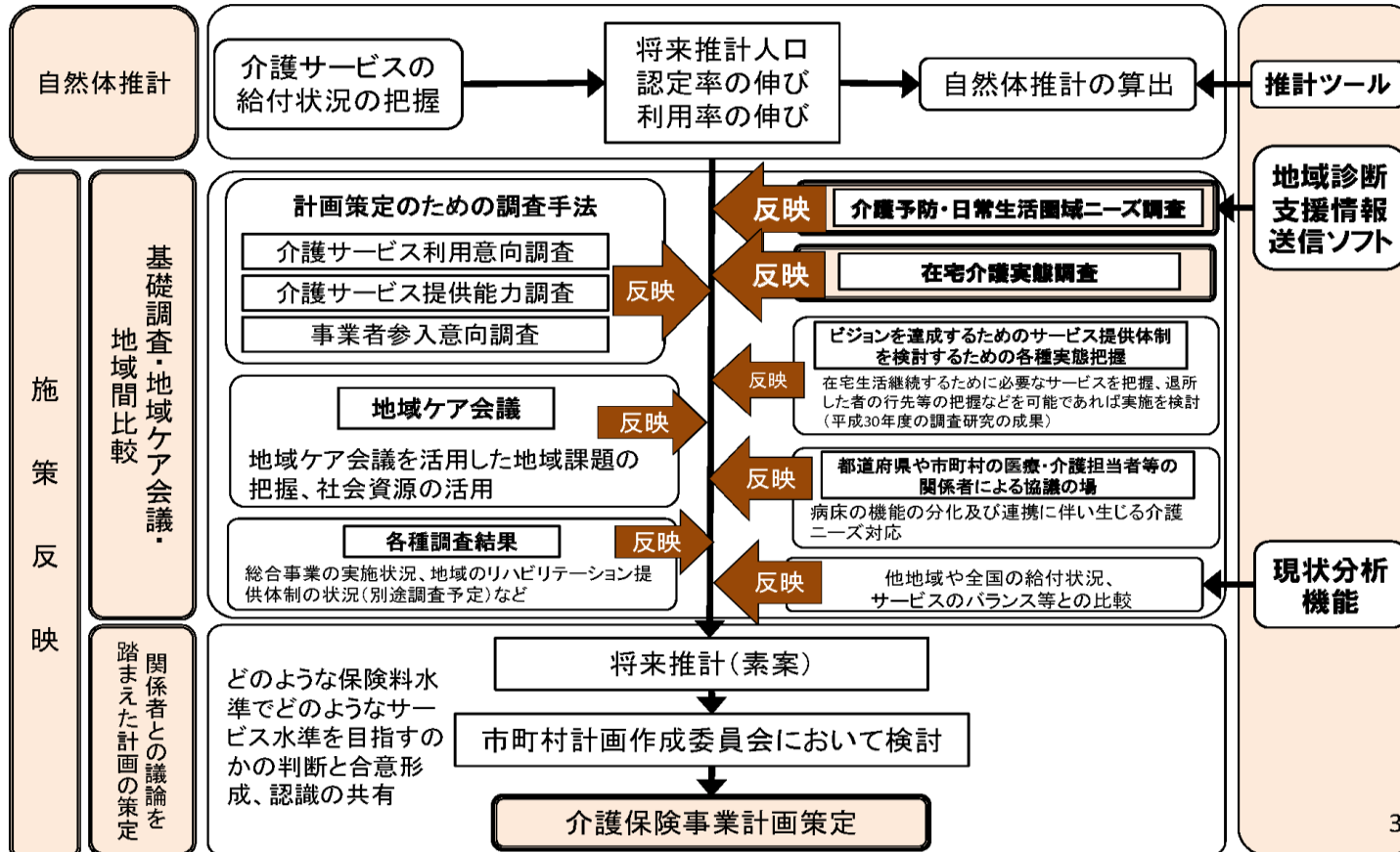
6 愛西市第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の施策体系図

第7期計画では施策体系図の記載はありませんが、第8期計画では施策体系図を記載し、基本理念から基本目標、施策内容等の位置づけを明確にします。

第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ

R元.7.23

《「見える化」システム》



資料：社会保障審議会介護保険部会（第90回）参考資料1-1（令和2年2月21日）

愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定業務 スケジュール

	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
策定委員会(4回開催予定)						①							②						③					④						
専門部会(1~2回開催予定)2回目以降日程未																														
基礎データに基づく課題把握、整理、分析																														
現行計画の施策・事業評価																														
見込量の算定、保険料の算定																														
計画骨子案・素案の作成																														
計画案の作成																														
パブリックコメントの実施																														
計画最終案の編集																														
計画書の完成																														
概要版の作成																														
概要版の完成																														

【策定委員会の主な議題】

第1回：前年度調査結果の報告、第8期計画策定のスケジュール等

第2回：計画素案(第1章策定にあたって～第2章現状と課題、第3章基本理念等)、介護保険サービス事業量推計の手順、現行計画の施策・事業評価報告等

第3回：計画案の検討、介護保険サービス事業量・介護保険料について、パブリックコメントについて

第4回：パブリックコメントの実施結果報告、計画最終案の承認